

議事日程第1号

平成18年5月22日(月)

- 第1 会期の決定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 議案上程(議案第52号から第56号まで)
提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
 - 第4 議案上程(第57号)
提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決
-

本日の会議に付した事件

- 第1～第4は議事日程に同じ
 - 第5 議案上程(第58号)
提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決
 - 第6 議員派遣の件
-

出席議員(23人)

1番 中田敏彦	2番 吉田清孝	3番 三浦利通
4番 古仲清紀	5番 柳楽芳雄	6番 高野寛志
7番 船木正博	8番 中田謙三	9番 佐藤巳次郎
10番 吉田直儀	11番 畠山富勝	13番 三浦桂寿
14番 木元利明	15番 船木金光	16番 安田健次郎
17番 笹川圭光	18番 船橋金弘	19番 中田俊雄
20番 大森勝美	21番 佐藤美子	22番 杉本博治
23番 高桑國三	24番 船木茂	

欠席議員(1人)

12番 越後貞勝

議会事務局職員出席者

事務局長	今泉金正
次長	加藤謙一
主幹	小玉一克
主査	畠山隆之
主任	武田健一

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	助役	佐藤文衛
収入役	伊藤正孝	教育長	高橋金一
監査委員	加藤金一	総務企画部長	板橋継喜
市民福祉部長	加藤金一	産業建設部長	山口浄児
国体事務局長	齊藤憲雄	若美総合支所長	畠山信英
教育次長	澤木隆	企画政策課長	高桑直廣
農業振興局長	三浦光博	総務課長	沖口重博
財政課長	武田英昭	福祉事務所長	佐藤誠一
農林水産課長	清水博己	会計課長	佐藤隆二
監査事務局長	児玉守美		

午前10時 3分 開 会

○議長（船木茂君） これより、平成18年5月臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事は議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（船木茂君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（船木茂君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

3番三浦利通君、4番古仲清紀君を指名いたします。

日程第3 議案第52号から第56号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第3、議案第52号から第56号まで一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第52号 平成17年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

議案第53号 平成17年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

議案第54号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第55号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） おはようございます。

本日、平成 1 8 年 5 月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、平成 1 7 年度男鹿市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分など 6 件であります。

まず、議案第 5 2 号平成 1 7 年度男鹿市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成 1 8 年 3 月定例会以降、地方交付税、国庫補助金及び市債などが確定したことや、その確定に伴う財源振替のほか、財政調整基金への積立金などを措置したもので、歳入歳出それぞれ 2 千 2 1 6 万 1 千円を追加し、予算総額を 1 7 9 億 4 千 6 2 0 万 4 千円とする専決処分を行ったものであります。

次に、議案第 5 3 号平成 1 7 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成 1 8 年 3 月定例会終了後、歳出において、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費に不足が生じたことから、その予算措置について専決処分を行ったものであります。

次に、議案第 5 4 号男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、市民税については、所得割税率を定率とするほか、定率減税の廃止など、また、固定資産税については、宅地や農地等の土地にかかる負担調整措置の維持、たばこ税については、税率の引き上げなどを内容とする地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

次に、議案第 5 5 号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、公的年金等控除の見直しにより、国民健康保険税の負担が増加する高齢

者に配慮するための経過措置を講ずることや、介護納付金にかかる課税限度額の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

次に、議案第56号平成18年度男鹿市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本補正予算は、平成17年度予算において、支払基金交付金及び国、県支出金の交付金額が老人保健医療給付費に対応する金額を下回って決定されたことから、歳入の不足額について、平成18年度予算から繰り上げ充用を行うほか、平成17年度の精算に基づく一般会計繰出金等を措置したもので、歳入歳出それぞれ4千281万9千円を追加し、補正後の予算総額を49億9千714万5千円とするものであります。

以上、議案第52号から第56号までについてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 次に、議案の説明を求めます。

まず、議案第52号及び第54号並びに第55号についての説明を求めます。板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 私から議案第52号及び議案第54号、第55号についての補足説明を申し上げます。

まず、議案第52号平成17年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、一般会計補正予算（第6号）の1ページをお開きいただきたいと存じます。

本補正予算は、3月定例会以降、歳入においては地方交付税、市町村合併補助金、市債などが確定したこと。また、歳出では、歳入の確定に伴う財源振替のほか、財政調整基金への積立金などについて措置いたしたもので、地方自治法179条第1項により専決処分させていただきましたので、このとおりの承認を賜りたいというものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2千216万1千円を追加

し、予算の総額を歳入歳出それぞれ179億4千620万4千円とするものであります。この予算規模は当初予算に比較しますと7.4パーセントの増となっております。予算補正の当該区分ごとの金額等につきましては、第1表で、第2条の繰越明許費の補正は第2表で、第3条の市債の補正は第3表によってそれぞれご説明を申し上げます。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。6款地方消費税交付金は2千559万2千円の減額であります。

10款地方交付税は6千27万9千円の減額で、内訳といたしましては、普通交付税では、国の補正予算によって国税の増収見込みにより1千472万8千円が追加交付されたもので、総額としては52億6千166万円となっております。

また、特別交付税では決定額が9億714万5千円で、7千500万7千円を減額するものであります。

14款国庫支出金2項国庫補助金は、6千439万8千円の追加で、市町村合併補助金及び市町村道除雪事業費補助金の追加などであります。内訳といたしましては、まず、市町村合併補助金は、当初予算において、道路改良事業費等に1億2千万円充当いたしましたものであります。その後の国、県との協議で対象事業の変更、補助金の増額が決定されたことから、2千588万4千円を追加し、1億4千588万4千円といたしましたもので、このため、この補正予算で対象事業の変更に伴う財源振替を行ったものであります。

また、市町村道除雪事業費補助金であります。今年度の決定額は5千650万円となり、3千600万円追加するものであります。

20款諸収入5項雑入は、603万4千円の追加で、場外車券売り場交付金であります。

21款市債は、3千760万円の追加であります。第3表市債補正で説明いたします。

以上の結果、歳入合計は2千216万1千円を追加し、予算の総額を179億4千620万4千円といたしましたものであります。これを歳入おける財源区分別の比率で申

申し上げますと、一般財源 69.8 パーセント、特定財源 30.2 パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。2 款総務費 1 項総務管理費は 4 千 8 6 万円の追加で、財政調整基金への積立金であります。この結果、財政調整基金の現在高は、1 億 8 千 2 9 万円となっております。

3 款民生費は、2 5 0 万円の減額で、障害者住宅整備資金等貸付金であります。

4 款衛生費は、市町村合併補助金の確定に伴う財源補正であります。

6 款農林水産業費及び 7 款商工費は、市町村合併補助金及び市債確定に伴う財源補正であります。

8 款土木費は、1 千 1 1 9 万 9 千円の減額で、除雪費であります。

9 款消防費は、市町村合併補助金確定に伴う財源補正であります。

1 0 款教育費は、市町村合併補助金及び市債確定に伴う財源補正であります。

1 1 款災害復旧費は、5 0 0 万円の減額で、単独災害復旧費であります。

以上の結果、歳出合計は、歳入同様 2 千 2 1 6 万 1 千円を追加いたし、予算の総額を 1 7 9 億 4 千 6 2 0 万 4 千円といたしたものであります。

これを性質別の比率で申し上げますと、少子的経費が 56.3 パーセント、投資的経費が 18.5 パーセント、その他の経費が 25.2 パーセントであります。

第 2 表は繰越明許費の追加であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、事業名、斎場給水管布設替工事は 1 1 7 万 6 千円あります。

次のページをお願いいたします。

第 3 表は、市債補正の追加であります。起債の目的は、若美農業者トレーニングセンターアスベスト処理事業で限度額 2 1 0 万円、起債の方法は証書借り入れ、または証券発行、利率は 5 パーセント以内、償還の方法は記載のとおりであります。

以下、記載の目的と限度額を申し上げます。

若美中央公園野球場アスベスト処理事業は 1 3 0 万円。食器消毒保管器整備事業は、4 7 0 万円あります。

次に、変更であります。事業費の変更等に伴う補正で市債の限度額について申し

上げます。脇本保育園整備事業は250万円減額し2億3千780万円、担い手育成基盤整備事業は580万円追加し5千780万円、広域関連農道整備事業は60万円追加し580万円、ため池等整備事業は100万円追加し1千920万円。経営体育成基盤整備事業は40万円追加し330万円、治山事業は230万円減額し3千440万円に、漁業集落環境整備事業は10万円追加し130万円、漁港機能高度化事業は190万円追加し1千920万円に、県営漁港事業は150万円追加し3千300万円に、観光案内機能施設整備事業は10万円減額し3千100万円に、三本松橋本線道路改良事業は10万円減額し4千250万円に、申川鶴木線道路改良事業は120万円追加し1千900万円に、船越弘戸線道路改良事業は120万円減額し1千460万円、打ヶ崎飯ノ森線道路改良事業は40万円減額し970万円に、災害防止事業は70万円減額し1千100万円に、総合体育館建設事業は5千万円追加し4億7千160万円、林道災害復旧事業は10万円減額し70万円に、単独災害復旧事業は830万円減額し1千370万円、公共土木施設災害復旧事業は150万円減額し4千550万円に、それぞれ変更いたすものであります。

次のページをお願いいたします。

次のページは廃止であります。起債の目的は、高齢者住宅整備事業、障害者住宅整備事業、中央公園整備事業及び林業施設災害復旧事業を廃止するものであります。

以上で、議案第52号一般会計補正予算（第6号）の説明を終わりますが、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第54号男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成18年4月1日から施行されることに伴い、市税条例も、これにあわせて一部改正の専決処分を行ったものであります。

主な改正点でございますが、市民税につきましては、3兆円規模の所得税から、個人住民税への税源移譲のため、所得割の税率を改めることや、非課税限度額の見直しなどを行ったものであり、固定資産税については、平成18年度から平成20年度までの宅地や農地にかかる負担調整措置を講じたこと、たばこ税については平成18年7月1日より税率を引き上げることなどであります。

恐れ入りますが、お手元にご配布いたしております議案第54号の資料によりご説明をさせていただきます。

それでは、54号資料の1をご覧いただきたいと存じます。

条文の説明に入りますが、今回の改正は内容が多くなっておりますので、新設されたもの、重要な点のみ説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案書5ページの条例第1条による改正であります。新旧対照表1ページの第24条第2項は、個人市民税の均等割の非課税限度額の積算における加算額の見直しであります。

次に、4ページをお開きいただきたいと存じます。

4ページの第34条の2第1項は、所得控除の条文で、損害保険料控除を廃止し、地震保険料控除を創設するもので、最大2万5千円の控除を受けることができます。

次に、5ページでございますが、5ページの第34条の3、であります。所得割の税率を課税総所得金額に応じて100分の3から100分の12といたしていたものを、一律100分の6に改めるものであります。なお、県民税の税率は100分の4となっております。あの方でいろいろご説明いたします分離課税にかかる特例の割合も、所得割の税率割合に6対4でございますが、これに応じて改正されております。

次に、6ページお願いします。

6ページの第34条の6は、今回の改正で新設されたもので、所得税と個人市民税との人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人市民税所得割額からの減額措置であります。

次に、9ページお願いします。

9ページの第53条の4は、分離課税にかかる所得割の税率で5ページの第34条の3同様、一律100分の6とするものであります。

次に、11ページお願いします。

11ページの第95条は、たばこ税の税率を1千本につき、2千743円を3千64円に引き上げるものであります。また、後段の附則第5条は、所得割非課税限度額の積算における加算額35万円を32万円に改正するものであります。

次に、17ページをお願いします。

17ページの附則第7条の3は新設で、平成19年度分以降の所得税において、住宅借入金等特別控除を受けたもののうち、所得税額を控除した残額があるものについて、翌年度の個人市県民税の所得割額から相当額を控除するというものであります。

次に、21ページでございます。

附則第10条第5項の新設で、固定資産税における耐震改修促進税制の創設に伴うものであり、昭和57年1月1日以前の住宅について、耐震改修工事をした場合、税額を2分の1減額するものであります。

次に、23ページをお願いします。

第11条から28ページの第13条までは、固定資産税の課税の特例で宅地及び農地の負担調整措置を平成18年度から平成20年度まで引き続き行うものであります。23ページの第11条の2は、土地の下落修正にかかるもので、平成19年度分または平成20年度分に限り下落修正を行うものであります。

次に、31ページをお願いいたします。

31ページの附則第16条の2は、平成18年7月1日以後のたばこ税の税率の特例で、同条第1項は旧3級品以外、同条第2項は旧3級品の税率をそれぞれ3千298円、1千264円に引き上げるものであります。

次に、32ページの附則第16条の4から43ページの附則第19条の3まで、及び47ページの附則第20条の2は、分離課税にかかる市民税の課税の特例で、前段で説明いたしましたとおり、所得割の市と、県の税率割合に応じて、それぞれ特例割合が改正されたものであります。

次に、49ページをお願いします。

49ページから54ページまでの附則第20条の4は新設で、我が国の居住者等が条約相手国との間で、課税上の取扱いの異なる事業体を通じて支払いを受ける配当等の課税の取扱いを明確化したものであります。

次に、議案第54号、資料の2をご覧くださいと存じます。

これは議案書24ページの第2条による改正であります。附則第20条の4は、第1条において追加し、平成18年4月1日以後の適用となっているものを、第2条では、1ページの附則第20条の4、第2項及び同条第5項の一部に第34条の6、こ

これは所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく減額措置であります。それと附則第7条の3、第1項、住宅借入金等特別控除額の取扱い、これを加え、同条第6項については条文を整理し、平成19年4月1日以後において適用させるというものであります。

また、同条第3項については、所得割の市と、県の税率割合に応じて、それぞれ特例割合が改正されたものであり、平成20年4月1日以後において適用させるものであります。

次に、議案第50号、資料3をご覧いただきたいと存じます。

これは附則第6条による改正であります。これは平成17年3月31日に条例改正した市民税の高齢者非課税限度額の廃止に関する経過措置であり、条例改正に伴う条文の整理であります。

以上、議案第54号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第55号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

この改正は、介護納付金の課税限度額の引き上げのほか、公的年金等控除の見直し、及び老年者控除の廃止に伴い、国民健康保険税の負担が増加する高齢者に配慮した経過措置であります。お手元の議案第55号の資料によりご説明をいたします。

恐れ入りますが、55号、資料をご覧いただきたいと存じます。

1ページの第4条第3項及び第14条は、介護納付金課税額の限度額を1万円引き上げ9万円とするもので、この改正により国民健康保険税の課税限度額は、基礎課税分53万円と合わせ62万円となるものであります。

次に、2ページお願いします。2ページの第7項及び3ページの第8項は、軽減判定所得の算定方法の規定であり、公的年金等所得控除を受けた場合における特別控除として、平成17年度は15万円を控除いたしていたものを、平成18年度は13万円を加え28万円、平成19年度は7万円を加え22万円、それぞれ課税総所得から控除し、軽減判定所得とするものであります。

次に、3ページの第9項及び4ページの第10項は、所得割額の算定の特例で、課税する前年中に公的年金等控除額の控除を受けた場合の公的年金等にかかる所得から、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を、それぞれ控除し算定するという

ものであります。

次に、4ページをお願いします。

4ページの第11項から8ページの第18項までは条文の整理であります。

次に、8ページの第19項から9ページの第20項までは新設で、我が国の居住者等が条約相手国との間で、課税所得の取扱いの異なる事業体を通じて支払いを受ける配当等の国民健康保険税の所得割の取扱いを明確にしたものであります。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしく願いを申し上げます。

○議長（船木茂君） 次に、議案第53号及び第56号についての説明を求めます。三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） 私からは、議案第53号並びに56号について補足説明申し上げます。

まず、議案第53号平成17年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてであります。恐れ入りますが、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

1ページは、専決処分書でありまして、平成18年3月定例会終了後、保険給付費の支出に伴う予算措置について、地方自治法の規定により、本補正予算を去る3月31日に専決処分をさせていただきましたので、このたび、ご承認を賜りたいというものであります。

条文の第1条、歳出予算の款項の区分及び金額につきましては、第1表でご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳出。予算補正の歳出であります。

2款保険給付費は高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費に不足が生じたことに伴い、予算の組み換え補正を行ったものであります。これによりまして、1項介護サービス等諸費は750万円の減額、4項高額介護サービス等費は250万円の追加、5項特定入所者介護サービス費は500万円の追加、この結果、歳出合計は補正前と同額の27億5千378万3千円といたしたものであります。

以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第56号平成18年度男鹿市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、56号議案の予算書1ページをご覧くださいと存じます。

本補正予算は、平成17年度男鹿市老人保健特別会計予算において、支払基金交付金及び国、県支出金の交付金額が、老人保健医療給付費に対応する金額を下回って決定されたことから、歳入の不足額について平成18年度予算から繰り上げ充用を行うほか、平成17年度の精算に基づく一般会計繰出金等を措置いたしましたものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4千281万9千円を追加し、予算の総額を49億9千714万5千円といたすもので、当初予算に比較しますと0.9パーセントの増となっております。

2項の予算補正の款項の区分、及び金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正の歳入であります。

1款支払基金交付金は、49万1千円の追加で、過年度医療費に係わる支払基金からの交付金であります。

2款国庫支出金は3千704万6千円の追加で、これは過年度医療費にかかる国庫負担金であります。

3款県支出金は528万2千円の追加で、過年度医療費にかかる県負担金であります。

この結果、歳入合計では4千281万9千円を追加し、予算の総額を49億9千714万5千円といたすものであります。

次のページをお開き願います。次に歳出であります。

3款諸支出金は530万円の追加であります。1項償還金は40万5千円の追加で、交付金及び負担金等にかかる償還金であります。2項繰出金は489万5千円の追加で、一般会計への繰出金であります。

4款前年度繰越充用金は3千751万9千円の追加で、17年度における歳入不足額にかかわる繰り上げ充用金であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様4千281万9千円を追加し、予算の総額を49億9千714万5千円といたすものであります。

以上で、老人保健特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。6番

○6番（高野寛志君） 2点ほどお尋ねします。

総務企画部長の説明で、特別交付税が約7千万減額なると、そういうような説明であったんですけれども、特別交付税の場合は限定された交付税であって、ある程度読めるんじゃないかと思うんですけれども、7千万円も減額なったということは、何か特別な要因があったのかどうかです。その点が第1点。

それから、市税条例の一部改正で、いろいろ項目がたくさんあったんですけれども、これは最終的には男鹿市の税収にとって、どのぐらいプラスになるのか、マイナスになるのか、多分プラスになるんじゃないかと思うんですけども、今の段階での税収がどの程度どうなるかというのは、非常に難しい面もあるだろうけれども、大体概算でね、どのぐらい税収に跳ね返ってくるのか、その辺のことについて説明をわかる範囲でお願いします。

○議長（船木茂君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） まず、特別交付税についてお答えいたします。

特別交付税につきましては、その積算といたしましては規則的なもの等々あわせて、中身にその種の特別な財政需要に対して交付されるものでございます。それで、私ども当初におきまして、この積算、予算措置につきましては9億8千万ほど予算措置いたしてございますけれども、16年度の決定額に合併移行経費、これらを除きまして、これらをベースに3.3パーセントほどの減額をいたした上で、合併による包括的措置分、これが2億6千915万2千円、これが追加されるというようなことで予算措置をいたしてございます。それで、交付税そのものといたしましては、確か4.5パーセント程度ですが、減額の要素があったわけですが、合併に伴ってのさまざまな要因等々があるだろうという私どもの見込みでございました。

それで、実際に国の方に要望いたしておいた額は10月におきまして、10億2千万ぐらいですか、それから、その後の豪雪に伴いましての経費等々加えまして11億を超える要望額を出してございました。それで、結果といたしまして、国の方から交付税の総枠の減額というようなことで、このような結果になってございます。ただ、昨年度の状況から見ますと12.5パーセントの増という結果ではございます。ただ、私どもとしてはそういう意味で、豪雪の経費等々要望した中で、それらがあまり見られて、中には算入されていることとは思いますが、総体の中で、交付税が減額されているということで、非常に今回の配分については不満と同時に、財政的に今後極力厳しい財政運営になっていくんだという考えをしております。

それから、市税の今回の条例改正に伴う影響額ということで、実はまだ詳しくは、今ちょうど計算中ではございまして、細かいところまでは出ておりません。ただ、今のところ市民税における影響額といたしましては、19年度で約5千万ちょっとぐらいかなという、増になるという見込みであります。

以上でございます。

○議長（船木茂君） ほかにありませんか。16番

○16番（安田健次郎君） 説明受けたんですけども、男鹿市税条例の一部分について、若干もう少し詳しくお知らせ願いたいなという思いで、少し聞かせていただきたいと思っております。

1つは、市民税の非課税の限度額、これも下がってますしね、それから分離課税の非課税、分離課税の税率が100分の3、8、12が全部一律に100分の6にすると。それから、法人税も確かそういうふうになっています。それで、この点についての法人税も14.7に統一してくると、こういうことになると、いわゆる低所得者層にこの改正が重くのしかかると、定率的な引き下げということになるとね。この部分がどうもおかしいなと、おかしいなというか、ちょっと私としては不本意だなという改正だと思うんだけど、こういう弱者に対するこの消費税的な低所得者層に負担が重くのしかかる税率改正ということについて、去年もいろいろ改正されて、市に大分税が入るわけですけども、今回の改正では5千万程度という見込みだんですけど、こういうことについて市長はね、どういう思いで、思いというか、これ専決処分で税法が変わったということで、それまでなんですけども、こういうことについて、どう

いう所感を持ってるのかひとつ聞いておきたいなと思うんです。それが1つです。

それから、もう1つは、今、5千万という答えなんですけども、こういうのも本来はもう少しこう、例えば17年度で比較するとどの程度になるか、市民に対する負担額、それから増税額がどの程度になるかという資料はやっぱり添付していただければ、私たち審議の上では非常に助かると思うんですけども、それは今まだこれからということですけども、できる限り早めにそういう資料を出していただけると、この条例というのは果たして市民的な立場なのかどうかという点で、私方の判断の材料になると思います。そういう点では、極力附帯資料としてしていただければありがたいなというふうに思います。

それから、地震、損害保険控除、民税の場合は1万5千円が、所得税1万5千円、民税だと1万円ですか、だと思うんですけども、これが今度地震の場合になると2万5千円の控除になるということなんだけども、この地震の保険と一般的なその住宅に対する損害保険、この控除額がどの程度男鹿市の中では有利になるかならないかという問題、こういう条例改正された部分だけ通達くると思うんだけども、こういうことについては、どう市民的な立場で地震保険が損害保険の部類だけけども、地震保険の方が多くなってるのかとかね、そういう動向なんかはつかめていないと思うんですけども、果たしてこういう改正になってもね、私は地震保険、特別多く入ってるんじゃないか、普通一般的な損害保険が多く入ってるんじゃないかなと思うんですけどね、その点についてどうなのかね、お聞かせ願えればありがたいなというふうに思います。

それから、もう1つは、附則の部分でね、附則の資料の11ページですけども、附則の部分でね、35万円からまず32万円の限度額の引き下げなんですけども、これ当分の間と書いてるんだけども、これ当分の間ということは、例えば通達があった場合、いつ頃までというめどでもあるんですか。あくまでも当分の間という政府の権限で適当に決められるものなのかどうか、この点についてお聞かせ願えればなというふうに思います。

以上です。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 全国的に景気回復と言われておりますが、我が市におきまして

は、さっぱりそういう感じがいたしません。そういった中で、税制改正されて、市民の負担が増えてることは非常に申し訳なく思っております。ただ、国の改正で市もそれに従わなきゃいけないということでご理解いただければありがたいと思っております。

○議長（船木茂君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 影響額についてでございますけれども、17に比較してという資料をまだ、先ほどもお答え申し上げておりますように、資料まだ細かいところまで詰めてございませんので、これについてはもう少しお待ちいただきたいと存じます。

それから、地震保険と火災保険の状況というのは、ちょっと私どもの方も今つかんでございませんで、ちょっと調査できる部分については調査してみたいと思います。

それから、当分の間という、これは国から、まだ示されてございませんで、一応、税法の改正に基づいて、私どももこの改正を行っているということをご理解いただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（船木茂君） 再質疑ありますか。

○16番（安田健次郎君） 市長の答弁もっともだと思っんですね。そういう点で、去年も屋根下ろしの除雪対策に税金の跳ね上がった分だけね、援助してやるという姿勢を貫いた。これは確かな証だと思っんですね。そういう点では、市長がそういう答弁ですと、これからもね、現段階で5千万程度ということですけども、そういう部分については、やっぱりそういう思いだとしたら、サービス部分に振り向けるという姿勢を貫いてほしいし、もう1つは市長会議なり、全国的なそういう分野で、特にこの男鹿市の場合、私こういう景気回復なんていうのはほど遠い実感を持てます。市長もそういう考えのようですので、その点のご努力を要請して、市長の答弁はいいですけども、板橋部長さん、極力ね、いわゆる私から言わせると当分の間とかっていい加減な条例改正だと、非常に権力的な通達でくるわけですけども、こういう部分についてもね、やっぱり本来は、当分の間っていつまでなのかって、明日も当分だし、2年後も当分なんですか、こういう部分というのが、本当、私どもは嫌なんですけどもね、物事を決定する際に。こういう部分についてとか、地震のことについてはね、極力そ

ういう市民サイド的な資料をね、提示して審議するのが本来の姿でないかなというふうに思うんです。極力おおよその影響でもいいですから、できればそういうものを添付していただくと非常にありがたいなというふうに思うんです。

以上で質問を終わります。

○議長（船木茂君） 安田健次郎君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。吉田直儀さん

○10番（吉田直儀君） よろしくお願いいいたします。この一般会計の専決処分で2点ばかりお伺いしますが、1つは繰越明許費の設定でございますが、具体的にもう少しお伺いしますが、この繰越明許をする考え方を、決定をした時期というものがいかな時期なものでしょうかということです。

要するに、3月31日の年度末なのか、それ以後の5月31日の出納閉鎖まで、まだありますが、そういう時期にこの117万という額が執行できなかったものかどうかという、そういうふうな点でございます。

それから、第2点の高齢者住宅の起債の廃止なんです、高齢者住宅の整備事業と障害者住宅整備事業、中央公園の整備事業と、多分これは旧若美町の時代からのものじゃないかと、こう私察してますが、そうじゃないと、でも結構でございますが、この起債事業の廃止の背景というものは、いかなものでしょうかという話です。額は少ないわけなんです、この高齢者と、特に高齢者と障害者住宅の整備事業の廃止は、市長としてはどうのお考え方から、この事業の将来的にも廃止なのか、単年度の廃止なのかという、そういうふうなことをお伺いしたいと思います。

まずは、とりあえず2点の方お願いいいたします。

○議長（船木茂君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） まず1点目の繰越明許費斎場給水管布設替工事の設定の理由でございますけれども、この工事につきましては、現在港湾、トンネル工事に伴っての今作業しているところでございます。これは、県の工事とあわせて工事をしなければいけないという、県の方の工事が若干遅れたことに伴って3月定例会では間に合わなかったものでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、高齢者住宅、障害者住宅の起債でございますが、私ども当初に予算措置

をいたしまして、こういう該当者、希望者がいるか、おればということで募集をいたしましたけれども、ぎりぎりまで待った段階で利用者がおらなかったということでの今回減額でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（船木茂君） 再質疑ありませんか。吉田さん。

○10番（吉田直儀君） 再度、少しこの繰越明許についてお伺いしますが、事情はわかりました。県との関連事業、あるいはトンネル事業ということなそうですが、しかし、この117万というこの小額ですので、果たしてこれが県との対応でできなかったものというふうなそういう至難なものがあったのかどうか、もう少しあるいは当局でこの事業のために進めるべきでないかというような、そういう折衝などがなかったのかどうかです。本当にこれは117万という額ですので、場合によっては私はできそうであってできるものじゃないかというふうな、先行してできないものかどうかなんです。その点をもう一度伺いたいと思います。

さらに、この高齢者住宅と障害者住宅、市長さんあれですか、この事業が今年度たまたま該当者がいないというようなことなんです、将来はといいますか、来年度以降、これは継続の考えはいかがなものでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 今回は、残念ながら応募がなかったので廃止いたしました、今後希望があれば対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（船木茂君） 三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） お答え申し上げます。

この繰越明許費については、男鹿市斎場の布設替工事にかかわるものでございまして、現在の斎場給水管が県道の脇を通過してございまして、これが市の方で設置しているものでございます。このたび、県の方で今の脇本羽立間の交差点の港湾道路、これを4車線化工事をするにあたって、どうしても布設替しなきゃならないと、そういうことで進めてきたわけでございますけれども、これ県の工事にあわせての工事でございますので、18年度分、これ前倒しで県の方でも早まるというような工事の関係で、私どももそれにあわせて一体的にやった方が経費的に費用が安く済むと、そうい

う過程の中で、3月補正でお願いをして工事を進めてきたものでございますけれども、いろいろ工事が、県の工事が遅れた関係上、どうしても18年度に繰り越しになったという状況でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（船木茂君） さらに何か。

○10番（吉田直儀君） 答弁いらぬわけですので、一言だけ要望を兼ねてお話し上げたいと思いますが、第1点目の高齢者住宅と障害者住宅事業については、市長さんから今将来も考えますというふうなことです、大変結構でございます。なので、やはりこれ当初予算から計上するんじゃなくて、希望があった時点で補正でも結構だと思いますので、ただいまの市長さんの答弁を、このとおりご理解、私もいたしました。ありがとうございます。

さらに、ただね、この繰越明許という、やはり予算上の重大な措置でございますので、これらは事業が、進捗が進まない場合は、これはもちろん市の財産であり、市の工事でしょうけども、最終的にこういうふうに市に、私どもに何らかの迷惑がかかることではございましょうから、場合によっては決断をしてこれは県の工事にしてもらおうとかというふうなそういうやるのが場合によって、私はいいんじゃないかと思うんですが、今後のまずは参考にしていただければとこういうふうに思います。

以上、私の質問終わります。回答ありません。ありがとうございました。

○議長（船木茂君） 10番吉田直儀君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5件については、会議規則第37条2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本5件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告ありませんので終結いたします。

これより議案第52号から第56号まで一括して採決いたします。本5件について

は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号から第56号までは原案のとおり承認及び可決されました。

議案第57号上程

○議長(船木茂君) 次に、議案第57号を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第57号 監査委員の選任について

○議長(船木茂君) 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長(佐藤一誠君) ただいま議題となりました議案第57号監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市市議会議員のうちから選任する監査委員に吉田清孝氏を選任いたしたいというものであります。皆様からのご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(船木茂君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第57号監査委員の選任について採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(船木茂君) ただいまの出席議員数は21人であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(船木茂君) 投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) 配付漏れなしと認め、投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(船木茂君) 暫時休憩いたします。

午前11時 2分 休 憩

午前11時 3分 再 開

○議長(船木茂君) 再開いたします。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(船木茂君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を賛成とする諸君は賛成、反対とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。なお、重ねて申し上げますが、投票中、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により、反対とみなします。

点呼を命じます。

(職員氏名点呼)

中田敏彦さん	三浦利通さん	古仲清紀さん
柳楽芳雄さん	高野寛志さん	船木正博さん
中田謙三さん	佐藤巳次郎さん	吉田直儀さん
畠山富勝さん	三浦桂寿さん	木元利明さん

船木金光さん 安田健次郎さん 笹川圭光さん
船橋金弘さん 中田俊雄さん 大森勝美さん
佐藤美子さん 杉本博治さん 高桑國三さん

○議長（船木茂君） 投票漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） なしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（船木茂君） 開票を行います。

会議規則第31条2項の規定により、立会人に畠山富勝君、古仲清紀君、木元利明君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（船木茂君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち賛成が21、反対が0です。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第57号監査委員の選任については、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時 9分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（船木茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加の件

○議長（船木茂君） お諮りいたします。ただいま市長から、議案第58号が提出されました。

この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。
-

日程第5 議案第58号の上程

- 議長(船木茂君) 日程第5、議案第58号を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第58号 教育委員会委員の任命について

- 議長(船木茂君) 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

- 市長(佐藤一誠君) ただいま議題となりました議案第58号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、教育委員会委員の小松一夫氏が任期満了となったため、角崎紘二氏を任命いたしたいというものであります。皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長(船木茂君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 議長(船木茂君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議長(船木茂君) 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより議案第58号教育委員会委員の任命について採決いたします。角崎紘二氏の教育委員会委員の任命について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、同意することに決しました。

日程追加の件

○議長(船木茂君) 次に、お諮りいたします。ご配布いたしております議員派遣について日程に加え議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第6 議員派遣の件

○議長(船木茂君) 日程第6、議員派遣の件を議審といたします。地方自治法第100条第12項及び会議規則第157条の規定により、ご配布いたしております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。よって、ご配布いたしております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決しました。

議員の派遣の件

平成18年5月22日

地方自治法第100条第12項及び男鹿市議会会議規則第157条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1. 防衛庁全国情報施設協議会正副会長会議

(1) 派遣目的 防衛関係交付金等の調査研究及びその具体的方策を推進することを目的とする。

(2) 派遣場所 北海道稚内市役所

(3) 派遣期間 平成18年5月26日～27日(2日間)

(4) 派遣議員 杉本博治議員(防衛庁全国情報施設協議会会長)

2. 平成18年度防衛庁全国情報施設協議会総会

(1) 派遣目的 防衛関係交付金等の調査研究及びその具体的方策を推進することを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都千代田区：全国町村議員会館

(3) 派遣期間 平成18年6月27日～28日(2日間)

(4) 派遣議員 杉本博治議員(防衛庁全国情報施設協議会会長)

以上で、本日の議事は終了いたしました。これで5月臨時会を閉会いたします。

午前11時16分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 船 木 茂

議 員 三 浦 利 通

議 員 吉 田 清 孝

